

## 第4編 市民生活の安定編

武力攻撃事態等において、市民を安全に避難させ救援していくことや発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、同時に市民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

### 第1章 生活関連物資等の価格の安定

市は、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資（以下「生活関連物資等」という。）の価格安定を図るため、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や国、県等が実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口の充実を図るものとする。

### 第2章 避難住民等の生活の安定

#### 1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携して実施するものとする。

#### 2 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力して、雇用の確保に努めるものとする。

### 第3章 生活基盤等の確保

市は、市が所管する河川管理施設、道路、水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、市内の電気、ガス、電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。

### 第4章 応急復旧措置の実施

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して、次により応急の復旧のための措置を講じる。

#### 1 被害状況の把握

市は、所管する施設、設備等の損壊状況を早期に把握する。

#### 2 応急復旧計画の策定

市は、施設、設備等の被害の程度、緊急性を十分調査、検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮する。

また、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

#### 3 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が生じた場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

#### 4 県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

#### 5 業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

### 第5章 武力攻撃災害の復旧

#### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。市

は、復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

## 2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。